

平成27年度 大東市教育委員会 2月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成28年2月17日（水） 午前10時00分～午前10時45分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- | | |
|-------|--------|
| ・教育長 | 亀岡 治義 |
| ・教育委員 | 花田 眞理子 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 水野 達朗 |

4. 出席説明員（14名）

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長 | 品川 知寛 |
| ・学校教育部指導監 | 松下 佳司 |
| ・生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 | 伊藤 晴人 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 澤邊 正人 |
| ・学校教育部教育政策室課長参事 | 伊東 敬太 |
| ・学校教育部教育政策室課長参事兼教育研究所所長 | 宮田 典子 |
| ・学校管理課長 | 辻本 雄大 |
| ・生涯学習部スポーツ振興課長 | 前田 長昭 |
| ・生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・野崎青少年教育センター所長 | 向井 孝志 |
| ・北条青少年教育センター所長 | 末松 良三 |
| ・学校教育部教育政策室上席主査 | 米坂 知洋 |

5. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第1号
平成28年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について
- 日 程 第 3 教委議案第2号
大東市指定有形文化財の指定について（指定番号第15号）
- 日 程 第 4 教委議案第3号
大東市指定有形文化財の指定について（指定番号第16号）
- 日 程 第 5 教委議案第4号
大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 6 一般業務報告

6. 議案書

教委議案第1号

平成28年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について

平成28年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について次のとおり定める。

平成28年2月17日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成28年度の管理職人事において、「大東市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、その職責にふさわしい識見と指導力を備えた人材を広域的に登用し、「特色ある学校づくり」の推進のために、適材を適所に配置するため。

教委議案第2号

大東市指定有形文化財の指定について

大東市文化財保護条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり大東市指定有形文化財として指定する。

平成28年2月17日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

正覺寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像は、本市にとって重要な文化財であり、保存、継承および活用するべきものとするため。

指定番号	第15号
分野	有形文化財
種別	美術工芸品（絵画）
名称	正覺寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像 (ショウガクジ ケンポンチャクシヨク アミダニョライエゾウ)
員数	1幅
時代	室町時代 永正14年（1517）
法量	90.6cm×37.3cm
所在地	正覺寺（大東市三箇1丁目14番23号）
所有者	正覺寺

指定調書

名 称	正覺寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像 (ショウガクジ ケンボンチャクショク アミダニョライエゾウ)
員 数	1 幅
時 代	室町時代 永正14年(1517)
法 量	90.6 cm × 37.3 cm
所在地	正覺寺(大東市三箇1丁目14番23号)
所有者	正覺寺

正覺寺は、山号を「青柳山」といい、大東市中部の三箇にある真宗大谷派の寺院である。正覺寺の創建に関する確実な史料は残っていないが、元文5年(1740)に作成された「河内国讃良郡三箇村差出明細帳」(「河合家文書」イー8)には「大ケ惣道場」の名で登場することから、当初は三箇村大箇の惣道場として設立され、近世後半以降に寺号を有するようになったと考えられる。

今回指定するのは、「正覺寺蔵阿弥陀如来絵像」である。阿弥陀如来絵像(以下「絵像」と略す)は、別名「方便法身尊像」ともいい、15～16世紀にかけて、本願寺が傘下に組み込んだり、新設した道場などに本尊として下付した法物である。大東市内には、野崎の専応寺にも同時代の絵像が伝わっている。

正覺寺の絵像は、濃紺色の地に、48条の光明を放ち、蓮台上に両足をそろえて立つ阿弥陀如来の姿を描き、像身には金泥が塗られ、その上から金箔の截金で衣紋が描かれている。色彩は鮮やかで、製作当初の状態をよく留めている。

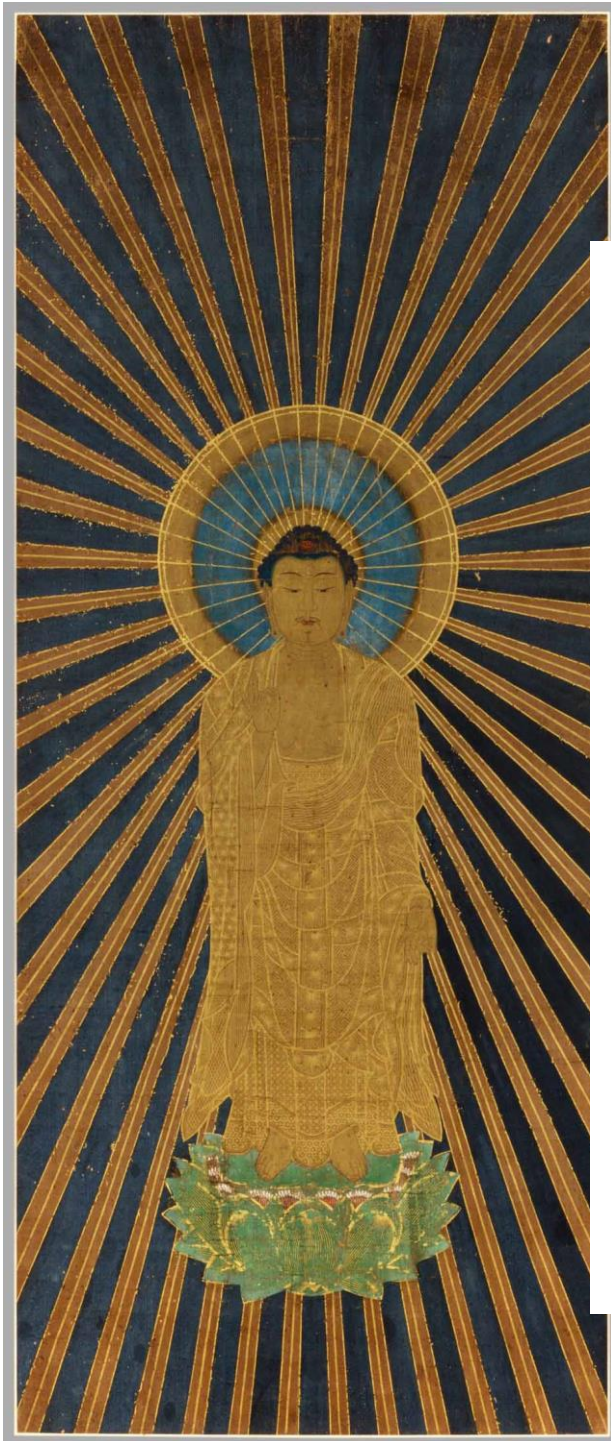
表具の裏面には、「方便法身尊像／大谷本願寺釈□□ /永正十四年丁丑八月一日／河内国讃良郡／三箇庄／願主釈道□」の墨書がある。一部剥落している部分があり、下付者の署名・花押は判読できないが、年代および筆跡の特徴から、永正14年(1517)に本願寺第9代実如から直接受けたものと判断できる。実如は、第8代蓮如の子で、延徳元年(1489)に本願寺を継承した人物である。河内における本願寺教団の進出は、第7代存如の時期に中河内において断片的に確認されているが、つづく蓮如の時期には枚方をはじめ北河内から南河内にかけて広範囲に進出し、さらに実如の時期に勢力基盤が安定化したことが知られている。実如は、このような教団の勢力拡張の一環として、三箇庄に絵像を下付した。

三箇地域は、16世紀後半に三箇氏のもとでキリシタン信仰の拠点として栄えたことが知られているが、正覺寺の絵像は、キリシタン伝播以前の三箇地域における宗教状況を知ることができる重要な史料であるとともに、市内に現存する歴史資料のなかで、市域の地名が確認できる最古のものの一つである。

以上のように、「正覺寺蔵阿弥陀如来絵像」は、市内に現存する数少ない中世の仏教絵

画であり、また、裏書から、本願寺教団の勢力拡大の実態やキリシタン伝播以前の三箇地域の宗教状況など、中世の大東市域の様相を知ることができる貴重な歴史資料でもあることから、市の有形文化財として指定し、保存と活用を図るに値するものとする。

正覺寺 絹本着色 阿彌陀如来繪像



表面



裏面

教委議案第3号

大東市指定有形文化財の指定について

大東市文化財保護条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり大東市指定有形文化財として指定する。

平成28年2月17日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

専応寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像は、本市にとって重要な文化財であり、保存、継承および活用するべきものとするため。

指定番号	第16号
分野	有形文化財
種別	美術工芸品（絵画）
名称	専応寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像 (センノウジ ケンポンチャクシヨク アミダニョライエゾウ)
員数	1幅
時代	室町時代 永正17年（1520）
法量	82.2cm×35.3cm
所在地	専応寺（大東市野崎2丁目9番50号）
所有者	専応寺

指定調書

名 称	専応寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像 (センノウジ ケンボンチャクショク アミダニョライエゾウ)
員 数	1幅
時 代	室町時代 永正17年(1520)
法 量	82.2cm×35.3cm
所在地	専応寺(大東市野崎2丁目9番50号)
所有者	専応寺

専応寺は、山号を「戸森山」といい、大東市東部の野崎にある浄土真宗本願寺派の寺院である。専応寺の成立については、同寺に伝わる複数の由緒書によれば、親鸞の高弟二十四輩の一人である唯信が鎌倉時代に開いたとするものや、唯信から系譜を受けた正了が文明2年(1470)に入寺したとするものなど諸説があり、一定しない。

専応寺には、南北朝～室町期にかけて製作された寺宝が多数伝わっているが、その中で、今回指定するのは、「専応寺蔵阿弥陀如来絵像」である。阿弥陀如来絵像(以下「絵像」と略す)は、別名「方便法身尊像」ともいい、15～16世紀にかけて、本願寺が傘下に組み込んだり、新設した道場などに本尊として下付した法物である。大東市内には、三箇の正覚寺にも同時代の絵像が伝わっている。

専応寺の絵像は、濃紺色の地に、48条の光明を放ち、蓮台上に両足をそろえて立つ阿弥陀如来の姿を描き、像身には金泥が塗られ、その上から金箔の截金で衣紋が描かれている。やや肩がはったずんぐりとしたスタイルや、多様で繊細な衣紋の文様の描き方は、16世紀前半に本願寺から下付された絵像の特徴を顕著にあらわしている。

表具の裏面には、「方便法身尊像／大谷本願寺積実[]／永正十七年庚辰十一月[]／興正寺門徒河内国讚□□／山家郷南条専応寺[]」の墨書がある。一部剥落があり、下付者の署名・花押は明瞭に残っていないが、年代および筆跡の特徴から、永正17年(1520)に本願寺第9代実如から専応寺に与えられたものであることが判明する。当時真宗で寺号を持つ寺は珍しく、専応寺がこの段階で寺号を持つことは、大東市域における本願寺教団の道場と寺院を考える上で重要な事例である。また、「興正寺門徒」とあることから、専応寺が、もともと興正寺に属していたこともわかり、北河内における本願寺教団の展開以前の真宗伝播などを考える上で貴重な史料である。実如は、第8代蓮如の子で、延徳元年(1489)に本願寺を継承した。河内における本願寺教団の進出は、第7代存如の時期に中河内において断片的に確認されているが、つづく蓮如の時期には枚方をはじめ北河内から南河内にかけて広範囲に進出し、さらに実如の時期に勢力基盤が安定化したことが知られている。実如は、このような教団の勢力拡張の一環として、専応寺に絵像を下付した。

裏書には、「山家郷南条」の字が見えるが、これは古代郷制の系譜を引き、近世以降の史料にはあらわれない古地名であることから、市内に現存する歴史資料のなかで、市域の地名が確認できる最古のものの一つとして貴重である。

以上のように、「専応寺蔵阿弥陀如来絵像」は、市内に現存する数少ない中世の仏教絵画であり、また裏書から、古代までさかのぼる市域の地名の存在や、本願寺の勢力拡大の様相など、中世の大東市域の状況を知ることができる貴重な歴史資料でもあることから、市の有形文化財として指定し、保存と活用を図るに値するものとする。

専応寺 絹本着色 阿弥陀如来絵像



表面



裏面

教委議案第4号

大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成28年2月17日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立北条コミュニティセンターに設置された、北条体育館および北条グラウンドの運用を開始することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

平成 28 年 2 月 18 日

教 委 規 則 第 1 号

大東市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表生涯学習部の部スポーツ振興課の項中「および四条グラウンド」を「、四条グラウンド、北条体育館および北条グラウンド」に改める。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大東市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

新			旧		
○大東市教育委員会事務局組織規則 平成18年4月1日 教委規則第6号			○大東市教育委員会事務局組織規則 平成18年4月1日 教委規則第6号		
(目的)			(目的)		
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、大東市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織について、必要な事項を定めることを目的とする。			第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、大東市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織について、必要な事項を定めることを目的とする。		
(内部組織)			(内部組織)		
第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。			第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。		
部	室	課	部	室	課
学校教育部	教育政策室		学校教育部	教育政策室	
		学校管理課			
生涯学習部		生涯学習課	生涯学習部		生涯学習課
		スポーツ振興課			スポーツ振興課
2 前項に規定するもののほか、次の表の右欄に掲げる施設は、それぞれ同表の左欄の部、室または課に属するものとする。			2 前項に規定するもののほか、次の表の右欄に掲げる施設は、それぞれ同表の左欄の部、室または課に属するものとする。		
所属		施設の名称	所属		施設の名称
学校教育部	教育政策室	教育研究所、野崎青少年教育センターおよび北条青少年教育センター	学校教育部	教育政策室	教育研究所、野崎青少年教育センターおよび北条青少年教育センター
生涯学習部	生涯学習課	生涯学習センター、文化情報センター、まなび北新、まなび泉、まなび南郷、青少年野外活動センター、文化ホール（市民ギャラリーを含む。以下同じ。）、公民館、歴史民俗資料館、ふれあいルーム、中央図書館、西部図書館、東部図書館および堂山古墳群史跡広場	生涯学習部	生涯学習課	生涯学習センター、文化情報センター、まなび北新、まなび泉、まなび南郷、青少年野外活動センター、文化ホール（市民ギャラリーを含む。以下同じ。）、公民館、歴史民俗資料館、ふれあいルーム、中央図書館、西部図書館、東部図書館および堂山古墳群史跡広場
	スポーツ振興課	市民体育館、テニスコート、龍間運動広場、四条体育館、四条グラウンド、北条体育館および北条グラウンド		スポーツ振興課	市民体育館、テニスコート、龍間運動広場、四条体育館および四条グラウンド

7. 一般業務報告

1. 平成28年度中学生チャレンジテスト 実施要領について
2. 大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について
3. 大東市史のまんが化近世編について

8. 会議録

亀岡教育長

それでは、2月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員3名、合計4名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事日程に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、花田委員によりお願いいたします。

次に日程第2 教委議案第1号「平成28年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開としたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、本議案は非公開とし、この後、別途審議することといたします。

次に日程第3 教委議案第2号「大東市指定有形文化財の指定について（指定番号第15号）」の提案理由の説明をお願いします。

黒田参事

教委議案第2号「大東市指定有形文化財の指定について（指定番号第15号）」の提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議頂きますのは、三箇1丁目に所在します正覚寺が所蔵されております、阿弥陀如来絵像についてでございます。

正覚寺は、真宗大谷派の寺院で、創建に関する確実な史料は残っていませんが、元文5年（1740）の「河内国讃良郡三箇村差出明細帳」（「河合家文書」イー8）に「大ヶ惣道場」の名で登場することから、当初は三箇村大箇の惣道場として設立され、近世後半以降に寺号を有するようになったと考えられています。

阿弥陀如来絵像は、別名「方便法身尊像」ともいい、15～16

世紀にかけて、本願寺がその傘下に組み込んだり、新しく設置した道場などに本尊として与えたものです。

絵像は、絹の地に絵を描く絹本着色という手法で描かれ、濃紺色の地に、48条の光明を放ち、蓮台上に両足をそろえて立つ阿弥陀如来の姿を描き、像身には金泥が塗られ、その上から截金で衣の紋様を描いています。

裏面には、「永正十四年丁丑八月一日／河内国讃良郡／三箇庄／願主釈道口」の墨書があり、一部剥落しているため、署名・花押は判読できませんが、年代および筆跡の特徴から、本願寺第9代実如から直接与えられたものと判断できます。

河内における本願寺教団の進出は、実如の父、第8代蓮如の時期には河内の広範囲に進出し、実如の時期に勢力基盤が安定化したとされています。この絵像もそのような時代背景のもと、教団の勢力拡張の一環として、三箇庄に与えられたものと考えられます。

三箇地域は、16世紀後半にキリシタンの信仰の拠点として栄えたことで知られていますが、この絵像は、キリスト教が広まる前の三箇地域における宗教状況を知ることができる重要な史料であり、市内に現存する歴史資料のなかで、市域の地名を確認できる最古のものの一つです。

以上のように、「正覺寺蔵阿弥陀如来絵像」は、大東市文化財保護条例等の法令に合致する、市にとって重要な文化財であるため、同条例第6条第2項の規定に基づき、大東市文化財保護審議会へ指定の諮問を行い、2回にわたる審議の結果、指定すべき旨の答申がされましたので、同条例第6条第1項の規定に基づき、「市指定有形文化財」として指定を頂くために議案を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ただいま事務局から説明がありましたように、本日議案として出ておりますが、前段階として文化財保護審議会を2回開催しております。審議会に対して指定の諮問を行い、そこで答申をいただいて、今回、議案の上程という経過になっております。

花田委員

この絵像は現在、どのように保存されているのか、また、公開などはされているのかを教えてくださいませんか。

黒田参事

この絵像、また、この後の教委議案第3号における絵像についてもですが、お寺の宝物となっております、普段は箱に入れて保管されております。

公開につきましては、昨年指定のご議決を賜りました石工道具と合わせて、この3月に資料館で、期間は短いですが一週間ほど公開をさせていただくこととなっております。

指定のあかつきには、教育委員会から依頼をしてお借りしたうえで公開をする、あるいは、所有者の方が公開するということもできますので、そういう形で今後公開をしていこうと考えております。

花田委員

大東市の歴史に触れることができるきっかけになると思いますので、公開の際には、いまご説明いただいたことが来ていただいた方に分かりやすく伝わる説明書などをつけていただけるといいと思います。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に日程第4 教委議案第3号「大東市指定有形文化財の指定について（指定番号第16号）」の提案理由の説明をお願いします。

黒田参事

教委議案第3号「大東市指定有形文化財の指定について（指定番

号第16号)」の提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議頂きますのは、野崎2丁目に所在します専応寺が所蔵されております、阿弥陀如来絵像についてでございます。

専応寺は、野崎にある浄土真宗本願寺派の寺院です。寺の由緒は、親鸞の直弟子二十四人の一人である唯信が鎌倉時代に開いたとするものや、室町時代など諸説があり、南北朝～室町期にかけて製作された宝物が多数伝わっています。阿弥陀如来絵像は、三箇正覚寺のものと同様、15～16世紀にかけて、本願寺が傘下に組み込んだり、新設した道場などに本尊として下付した宝物です。

絵像は正覚寺の物と同様の手法で描かれ、やや肩がはったずんぐりとしたスタイルや、多様で繊細な衣紋の文様の描き方は、16世紀前半に本願寺から与えられた絵像の特徴を顕著にあらわしているものです。

裏面には、「方便法身尊像／大谷本願寺釈実〔 〕／永正十七年庚辰十一月〔 〕／興正寺門徒河内国讃口口／山家郷南条専応寺〔 〕」の墨書があり、署名・花押は明瞭に残っていませんが、年代および筆跡の特徴から、永正17年（1520）に本願寺第9代実如から与えられたものです。

その当時、寺号を持つ寺は珍しく、専応寺がこの段階で寺号を持つことは、大東市域における本願寺教団の道場と寺院を考える上で重要な事例と言えます。また、「興正寺門徒」とあることから、専応寺が、もともと興正寺に属していたこともわかり、北河内における本願寺教団の展開以前の真宗伝播などを考える上で貴重な史料でもあります。裏書には、「山家郷南条」の字が見えますが、これは古代郷制の系譜を引き、近世以降の史料にはあらわれない古い地名であることから、市内に現存する歴史資料のなかで、市域の地名が確認できる最古のものの一つとして貴重な史料であります。

以上のように、「専応寺蔵阿弥陀如来絵像」は、大東市文化財保

護条例等の法令に合致する、市にとって重要な文化財であるため、同条例第6条第2項の規定に基づき、大東市文化財保護審議会へ指定の諮問を行い、2回にわたる審議の結果、指定すべき旨の答申がされましたので、同条例第6条第1項の規定に基づき、「市指定有形文化財」として指定を頂くために議案を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員

大東市指定文化財について、この機会に第1号から全て見直したのですが、土から出てきたものや石に彫っているものが大半だという印象なのですが、その中で、今回の2つの絵像は少し毛色が違うもので、バラエティーに富んで良いなと感じています。そこで一つ質問なのですが、市指定の有形文化財をどんどん増やすということに関しては、メリットとしては、多くの市民が歴史に触れるきっかけが増えるなどが考えられると思うのですが、デメリットとしては、何でもかんでも登録してしまうとクオリティが下がるのではないかという印象があります。現在は、増やしていこうという方向性で進んでおられるのですか。

黒田参事

現在は、増やしていこうという意向ではありますが、何でもかんでもというわけではなく、文化財保護審議会で、実際に市の指定にふさわしいかどうかご審議いただき、それにあつたものを指定していくという方向で動いております。

これまでの市の指定文化財については、まず市で所有しているもの、発掘調査で出てきた埋蔵文化財等の史料、あるいは外にある石造物などを中心としていましたが、やはり文化財というのは有形や歴史的なものだけではなく、昨年ご指定いただいた石工道具などの

民俗資料、そして無形文化財などいろいろございますので、バランスよく指定をしていきたいと考えております。ただ、その指定をするためには、やはり、大東市内の周囲の文化財についてさらに広くしっかりと調査を積み重ねたうえで、審議会にかけるという形になりますので、増やしたいという意向と、それが市の歴史として必要なものであるかどうかということの物差しをバランスよく見ながら指定をさせていただきたいと考えております。あるいは、実態調査の中で、市ではなく、府にとって重要であれば、直接府の指定文化財に上げたり、また、国の重要文化財になりうるものがあれば直接国に上げるということもできますし、市の指定文化財になっているものでも、何年か後に、府や国の指定の価値があるというものであれば段階を上げていくということもありますので、そういったことも考慮しながら、引き続き調査等を進めていきたいと考えております。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に日程第5 教委議案第4号「大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

前田課長

教委議案第4号「大東市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、大東市北条コミュニティセンターに開設された北条体育館および北条グラウンドの運用を開始することに伴い、大東市教育委員会事務局規則を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。この改正は、第2条第2項同表スポーツ振興課の項中、施設の名称に北条体育館および北条グラウンドを

加えるものです。

なお、この規則は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上が大東市教育委員会事務局規則を改正する理由でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

また、3月26日に北条コミュニティセンターのオープニングがありますので、教育委員におかれましては、後ほど招待状が届くと思いますので、出席のほどよろしくお願いいたします。パンフレットも配布させていただいております。

亀岡教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

この施設には、旧北条西小学校の校舎を活用して、発達支援センターが泉町から移動し、旧飯盛山荘というコミュニティ施設があったのですが、耐震性が足りないということで閉鎖をして、ここに地域のコミュニティセンターとして併設しております。今回の提案としては、それ以外の運動場と体育館を教育委員会が所管し、指定管理者が管理します。「来ぶらり四条」も跡地活用をした施設です。そういった旧校舎も含めた跡地活用という内容になっております。

田中委員

四条の施設と違うのは、子ども発達支援センターや学齢障害児施設が新たにこの中に入っていますが、概要を教えてくださいか。

南田部長

この北条コミュニティセンターと子ども発達支援センター、幼児発達支援教室は、それぞれ別の施設であるということがまず一つです。そして、子ども発達支援センターは現在の泉町にある療育センターが移動して、現在よりも設備が整った施設になるということと、幼児発達支援教室は現在の発達支援センターと同じところにあるのですが、同様に移動するということになります。また、いちばん上のフロアについては、民間に貸し出して、そこに事業者が入っ

て学齢障害児を対象にしたサービスを行うという形になります。

花田委員

北条西小学校自体にビオトープがあったとお聞きしています。大東市内の小学校にはビオトープは非常に少なく、現在は四条小学校だけになっているかと思います。ビオトープはどうなっているのかご存知でしょうか。

南田部長

旧北条西小学校の中庭にあったのですが、発達支援センターの運動場になり、無くなってしまいました。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

① 平成28年度中学生チャレンジテスト 実施要領について

⇒中学校1、2年生は平成29年1月12日（木）、3年生は平成28年6月23日（木）に実施される中学生チャレンジテストの実施について、調査目的、内容等の報告。

②大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について

⇒学校教育法の一部改正が平成28年4月1日から施行され、本市条例の根拠となる厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する条例について報告。

③大東市史のまんが化近世編について

⇒制作を進めていた大東市史のまんが近世編が完成したことを報告。また、その内容や販売、活用予定等について説明。

以上

平成28年3月24日

亀岡教育長

花田委員